

こ 成 事 第 3 4 9 号
令 和 5 年 7 月 2 0 日
第 一 次 改 正
令 和 6 年 2 月 2 9 日
第 二 次 改 正
令 和 6 年 4 月 1 5 日
第 三 次 改 正
令 和 7 年 2 月 2 6 日
第 四 次 改 正
令 和 7 年 5 月 1 9 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こ ども 家 庭 庁 長 官
(公 印 省 略)

児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び「こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則」（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

第2 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金は、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であつて、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、こども家庭庁長官に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

（定 義）

- 2 第2において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成	学校施設	幼保連携型認定こども園（学校教育部分） 幼稚園型認定こども園（学校教育部分）	

する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園			
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業を行う事業所、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条の第3項に基づく子育て短期支援事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、同条第	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）を含む。） 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。（以下「保育実施部分」という。） 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施	第一種助産施設 第二種助産施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

16項に基づく社会的養護自立支援拠点事業所、同条第18項に基づく妊産婦等生活援助事業所、同条第20項に基づく児童育成支援拠点事業所、同法第10条の2第1項に基づくこども家庭センター、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、「子育て支援のための拠点施設の設置について」	児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 こども家庭センター 幼稚園型認定こども園（幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保	設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	
--	---	---	--

（平成１１年１月７日児発第１４号厚生省児童家庭局長通知）に基づく子育て支援のための拠点施設、「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和５４年７月１１日児発第５１４号厚生省児童家庭局長通知）に基づく心身障害児総合通園センター（以下「助産施設等」という。）及び児童福祉法第６条の３第２３項に基づく乳児等通園支援事業所	育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。） 特例保育施設 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 心身障害児総合通園センター 乳児等通園支援事業所		
③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第３８条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成２６年９月３０日厚生労働省発雇児０９３０第４号厚生労働事務次官通知）に基づく母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	
④ 児童福祉法第６条の２の２第５項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第６項に規定する保育所等訪問支援及び同条第７項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		

⑤ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		
--	-------	--	--

(交付の対象)

3 この補助金は、予算の範囲内で次の事業を交付の対象とする。

(1) 第2の4及び5に掲げる児童福祉施設等の災害復旧事業

(2) 別記1及び別記2に定める事業

4 直接補助事業の場合においては、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 学校教育部分関係 ア 幼保連携型認定こども園（学校教育部分）	認定こども園法第12条	(ア) 都道府県又は指定都市、若しくは中核市、市区町村（指定都市及び中核市を除く市町村及び特別区。以下本表において同じ。） (イ) 認定こども園法第17条第1項に基づき認可を受け	2／3 （激甚災害に指定された場合については、8の表の①欄に定めるセを参照のこと） 1／2

イ 幼稚園型認定こども園 (学校教育部分)	学校教育法第2条(認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。)	た者 (ア) 都道府県又は指定都市、中核市、若しくは市区町村 (イ) 認定こども園法第3条第1項に基づき認定を受けた者(指定都市、中核市及び市区町村を除く。)	2/3 (激甚災害に指定された場合については、8の表の①欄に定めるを参照のこと) 1/2
(2) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園(保育実施部分)、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター	児童福祉法第35条第2項、認定こども園法第12条	都道府県又は指定都市、中核市(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園、障害児入所施設、児童発達支援センターに限る。)若しくは児童相談所設置市(幼保連携型認定こども園は除く。)	1/2

イ 児童厚生施設	児童福祉法第 35 条第 2 項	都道府県又は指定都市、中核市	1 / 3
ウ 児童相談所及び一時保護施設	児童福祉法第 12 条又は第 12 条の 4	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1 / 2
エ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1 / 2
オ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（中分類）	児童福祉法第 34 条の 3 第 1 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1 / 2
カ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1 / 2
キ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項	指定都市又は中核市	1 / 2
ク 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 34 条の 1 第 1 項	指定都市又は中核市	1 / 2
ケ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	指定都市又は中核市	1 / 2

コ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1／2
サ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の1第5項	指定都市又は中核市	1／2
シ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1／2
ス 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1／2
セ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	指定都市又は中核市	1／2
ソ こども家庭センター	児童福祉法第10条の2	指定都市又は中核市	1／2
タ 幼稚園型認定こども園（保育所機能部分）	学校教育法第2条（認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
チ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	指定都市又は中核市	1／2
ツ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市又は中核市	1／2

テ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	指定都市又は中核市	1／2
ト 子育て支援のための拠点施設	「子育て支援のための拠点施設の設置について」 (平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知)	指定都市又は中核市	1／2
ナ 心身障害児総合通園センター	児童福祉法第35条第2項又は第3項及び「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知)	都道府県又は指定都市、中核市若しくはおおむね人口20万人以上の市	1／2
ニ 乳児等通園支援事業所	児童福祉法第6条の3第23項	指定都市又は中核市	1／2
(3) 母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知)	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
(4) 母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知)	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
(5) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1／2

(6)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3から1／2まで

5 間接補助事業の場合においては、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 中核市（助産施設及び母子生活支援施設を除く。） 又は市区町村（指定都市又は中核市を除く市区町村及び特別区。以下本表において同じ。ただし、本表（1）のアの（ア）、イの（ア）、ケの（ア）及びシの（ア）については児童相談所設置市を除く。） (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、公益	予算措置	都道府県	3／4	2／3
		人又は日本赤十字社、公益	児童福祉法第56条の2第	都道府県又は指定都市、中	3／4	2／3

		社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	1 項	核市（助産施設及び母子生活支援施設に限る。）若しくは児童相談所設置市		
イ 保育所	児童福祉法第 35 条第 3 項又は第 4 項	(7) 市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 児童福祉法第 35 条第 4 項に基づき認可を受けた者	予算措置	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3 / 4	2 / 3
ウ 幼保連携型認定こども園（保育実施部分）	認定こども園法第 12 条	(7) 市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 認定こども園法第 17 条第 1 項に基づき認可を受けた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
エ 児童厚生施設	児童福祉法第 35 条第 3 項又は第 4 項	(7) 市区町村	予算措置	都道府県	2 / 3	1 / 2
		(イ) 社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	児童福祉法第 56 条の 2 第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2 / 3	1 / 2
オ 障害児	児童福祉法	(7) 市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

入所施設 (中分類)	第35条第3項又は第4項	(イ) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3/4	2/3
カ 児童発達支援センター (中分類)	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人及び営利法人等 (以下「社会福祉法人等」という。)	予算措置 児童福祉法第56条の2第1項	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3/4 3/4	2/3 2/3
キ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	市区町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ク 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 (中分類)	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3/4 3/4	2/3 2/3
ケ 児童自立生活援助	児童福祉法第6条の3	(ア) 中核市又は市区町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

助事業所	第1項	(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3 / 4	2 / 3
コ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
サ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11第1項	(ア) 市区町村 (イ) 児童福祉法第34条の11第1項に基づき地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
シ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
ス 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	(ア) 中核市又は市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3

				置市		
セ 小規模 保育事業 所、事業 所内保育 事業所	児 童 福 祉 法 第 3 4 条 の 1 5 第 1 項 又は第 2 項	(ア) 市区町村 (イ) 児童福祉法 第 3 4 条 の 1 5 第 2 項 に 基 づ き 認 可 を 受 け た 者	予算措置 予算措置	都道府県 都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
リ 社会的 養護自立 支援拠点 事業所	児 童 福 祉 法 第 6 条 の 3 第 16 項	(ア) 中核市又は 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 児 童 相 談 所 設 置 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
タ 妊産 婦等生活 援助事業 所	児 童 福 祉 法 第 6 条 の 3 の 第 18 項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 、 中 核 市 若 し く は 児 童 相 談 所 設 置 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
チ 児童育 成支援拠 点事業所	児 童 福 祉 法 第 6 条 の 3 第 20 項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
ツ こども 家庭セン ター	児 童 福 祉 法 第 10 条 の 2	市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

テ 幼稚園 型認定こ ども園 (保育所 機能部 分)	学校教育法 第2条(認 定こども園 法第3条第 1項の認定 を受けたも のに限 る。)	(ア) 市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 認定こども 園法第3条第 1項に基づき 認定を受けた 者(指定都 市、中核市及 び市町村を除 く。)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ト 特例保 育施設	子ども・子 育て支援法 第30条第 1項第4号	市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
ナ 利用者 支援事業 所	子ども・子 育て支援法 第59条第 1号	(ア) 市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 子ども・子 育て支援法第5 9条第1号に基 づく利用者支援 事業を実施する 社会福祉法人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ニ 産後ケ ア事業を 行う施設	母子保健法 第17条の2	(ア) 市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法 人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ヌ 子育て 支援のた めの拠点 施設	「子育て支 援のための 拠点施設の 設置につい て」(平成 11年1月 7日児発第 14号厚生 省児童家庭	(ア) 市区町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、公益 財団法人、一 般社団法人若 しくは一般財 団法人等(放	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3

ネ 乳児等 通園支援 事業所	局長通知)	課後児童クラブに限る。)				
	児童福祉法 第6条の3 第23項)	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4 3／4	2／3 2／3
(2) 母子・ 父子福祉 センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知)	(ア) 市区町村	予算措置	都道府県	2／3	1／2
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2／3	1／2
(3) 母子・ 父子休養 ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知)	(ア) 市区町村	予算措置	都道府県	2／3	1／2
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2／3	1／2

(4) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3／4 3／4	2／3 2／3
(5) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	(ア) 市区町村 (イ) その他こども家庭庁長官が認めた者	予算措置等 予算措置等	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から3/4まで 2/3から3/4まで	1/2から2/3まで 1/2から2/3まで

6 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設に係る土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 2の表の区分②の心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に係る門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用。
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

7 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園で直接補助事業の場

合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4 の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 1 の第 1 欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に、4 の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（2）幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園で間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 5 の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 1 の第 1 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、5 の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類の額に算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額に、5 の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（3）幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設で直接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2 の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4 の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 2 の第 1 欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に、4 の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（4）幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設で間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2 の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 5の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表2の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、5の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額に、5の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

8 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

7の(1)及び(3)のウ中「4の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「8の表の③欄に定める国庫補助率」とし、7の(2)及び(4)のウ中「5の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「8の表の④欄に定める県補助率」と、「5の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「8の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	直接補助 の事業の 場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助 率 ③	県補助率 ④	国庫補助 率 ⑤
ア 沖縄振興特別措置 法（平成14年法律 第14号）第4条に 規定する沖縄振興計 画に基づく事業とし て行う場合	・乳児院 ・障害児入所施設 （主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	2/3	5/6	4/5
	・助産施設 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園（保育実施部分） ・幼稚園型認定こども園（保育所	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75

	機能部分) ・小規模保育事業所			
	・障害児入所施設 (主として、重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)を入所させるものに限る。)	8/10	9/10	8/9
イ 沖縄振興特別措置法第94条第5項に規定する公立学校施設の災害復旧に要する費用の国の負担率が嵩上げされている地域の場合	・幼稚園型認定こども園(学校教育部分) (地方公共団体が設置するもの)	4/5		
ウ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・児童福祉施設	5.5/10	4/5	5.5/8
エ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、	・乳児院 ・障害児入所施設(中分類) ・児童心理治療施設	2/3	5/6	4/5

同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）				
オ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・乳児院 ・障害児入所施設（中分類） ・児童心理治療施設	2/3	5/6	4/5
カ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく事業として行う場合	・保育所 ・幼保連携型認定こども園（保育実施部分） （地方公共団体が設置するもの）	1/2 から 5.5/10 まで	3/4 から 4/5 まで	2/3 から 5.5/8 まで
キ 離島振興法第7条第4項に規定する公立学校施設の災害復旧に要する費用の国の負担率が嵩上げされている地域の場合	・幼稚園型認定こども園（学校教育部分） （地方公共団体が設置するもの）	4/5		
ク 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	・保育所 ・幼保連携型認定こども園（保育実施部分） ・幼稚園型認定こども園（保育所機能部分） ・小規模保育事業所 （地方公共団体が	1/2 から	3/4 から	2/3 から

特別措置法第6条第5項に規定する公立学校施設の災害復旧に要する費用の国の負担率が嵩上げされている地域の場合	ども園（学校教育部分） （地方公共団体が設置するもの）			
シ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第7条第2項に規定する公立学校施設の災害復旧に要する費用の国の負担率が嵩上げされている地域の場合	・幼稚園型認定こども園（学校教育部分） （地方公共団体が設置するもの）	4/5		
ス 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））	・保育所 ・幼保連携型認定こども園（保育実施部分） ・幼稚園型認定こども園（保育所機能部分） ・小規模保育事業所	5.5/10	4/5	5.5/8

セ 地震、台風、集中豪雨などの大規模災害が発生し、当該災害が激甚災害に指定された場合の公立学校施設災害復旧事業に対する補助	・ 幼保連携型認定こども園（学校教育部分に限る） ・ 幼稚園型認定こども園（学校教育部分に限る） （地方公共団体が設置するもの）	2/3+※ または 4/5+※		
---	--	-----------------------	--	--

※設置者が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項に規定する特定地方公共団体について、都道府県は同法第4条に定める財政支援額の率を、市町村は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第6条に定める財政支援額の率を適用（幼稚園型認定こども園（学校教育部分に限る）（地方公共団体が設置するもの）については準用。公立学校の率を準用できない場合は、1/6の率を適用）する。
なお、イ・キ・サ・シに該当する場合は4/5+※とする。

（交付の条件）

9 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物の設置場所の変更

（ウ）入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生（支）局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」と、「別紙8」とあるの

は「別紙 9」とそれぞれ読み替えるものとする。

セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（申請手続）

1 0 交付の申請は、次により行うものとする。

（1） 4 の表の①欄に定める(1) 学校教育部分関係について、適正化法 2 6 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙 1 による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、とりまとめのうえ、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（2） （1）以外の場合

補助事業者は、別紙 1 又は 2 の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（実績報告）

1 1 事業実績報告は、次により行わなければならない。

（1） 4 の表の①欄に定める(1) 学校教育部分関係について、適正化法第 2 6 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙 3 による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、とりまとめのうえ、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（2） （1）以外の場合

補助事業者は、別紙 3 又は 4 の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（その他）

1 2 特別の事情により 7、1 0、1 1 に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、次により行わな

なければならない。

- (1) 4の表の①欄に定める(1)学校教育部分関係について、適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙5の様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、とりまとめのうえ、別途指示する期日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

- (2) (1)以外の場合

補助事業者は、別途指示する期日までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

別表 1

算 定 基 準
(幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における施設及び教員住宅（「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成 18 年 7 月 13 日付け文部大臣裁定。以下、「運用細目」という。）及び「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項について」（昭和 59 年 9 月 7 日付け 59 教施第 23 号 平成 19 年 5 月 31 日最終改正。以下、「申合せ事項」という。）に定める定義を参照すること（ただし、算出方法は除く）。）の災害復旧に必要な工事費又は工事請負費（「運用細目」に定める定義を参照すること）及び工事事務費（工事事務費は、次のア及びイの 2 つの別があるものとする。） ア 工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度とする） イ 都道府県事務費及び設置者事務費（運用細目に定める定義を参照すること。その額は工事費又は工事請負費に 100 分の 1 を乗じて算定することとする）
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の災害復旧（応急仮設施設整備に限る。）に必要な費用（「公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱」（昭和 62 年 6 月 25 日付け文部大臣裁定。以下、「交付要綱」という。）の別記 1 及び申合せ事項を参照すること。なお、交付要綱の別記 1 における用語の定義については、「運用細目」及び「申し合わせ事項」を参照すること（ただし、算出方法は除く）。）

別表 2

算 定 基 準
(児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を除く）の場合)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を除く。）の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を除く。）の災害復旧（応急仮設施設整備に限る。）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別記 1

借用土地等災害復旧事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、自然災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。

2 補助対象となる土地等

補助対象となる土地等は、災害を受けた幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）の用に供される借用土地等であって、維持管理が当該学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。

3 国庫補助額

国庫補助額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別紙第 2 の 4 の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第 1 欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類ごとの額に、別紙第 2 の 4 の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

別表

算 定 基 準
(借用土地等災害復旧事業の場合)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	(1) 本工事費 本工事費は、借用土地等の災害の復旧に要する工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。 (2) 附帯工事費 附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。 (3) 設備費 設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。 (4) 事務費 事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に 100 分の 1 を乗じて算定する。

※対象経費の用語の定義については、「運用細目」及び「申し合わせ事項」を参照とすること（ただし、算出方法は除く）。

別記 2

降灰除去事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、公立の幼保連携型認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）の使用施設（学校共同調理場、学校共同寄宿舍及び産業教育共同実習場を含む。）内の降灰の収集、運搬及び処分とする。

2 国庫補助額

国庫補助額は、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの降灰の除去事業に要する次に定める費用の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、3 (2) に該当する場合の国庫補助額は、降灰の除去事業に要する経費の 3 分の 2 とする。

(1) 降灰収集費

ア 堆積した降灰を取り除き集積するために要する費用

イ 降灰収集のため直接必要な機械器具の購入（その取得価格に 3 分の 2 を乗じて得た額を補助基本額とする。）、借上げ及び修理に要する費用

(2) 降灰運搬費

ア 収集した降灰を土捨場に運搬するために要する費用

イ 降灰運搬のため直接必要な機械器具の借上げに要する費用

(3) 降灰処分費

ア 土捨場に運搬された降灰を埋立整地するために要する費用

イ 土捨場の借上げ等に要する費用

ウ 土捨場からの降灰の流入防止等の施設の設置のために要する費用

エ 降灰処分に直接必要な機械器具の借上げに要する費用

(4) 事務費

事務費は、降灰収集費、降灰運搬費及び降灰処分費の合計額に 100 分の 1 を乗じて算定する。

3 補助対象降灰量

(1) 補助対象降灰量は、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの総降灰量が 1 平方メートル当たり 1,000 グラム以上とする。

(2) 公立の幼稚園型認定こども園（学校教育部分）において、7 日間に 2.0 センチメートル以上の降灰があった場合とする。ただし、連続して降灰（10 日間ごとに 1 回以上の降灰）がある場合は、降灰のあった日から 30 日間に 2.0 センチメートル以上の降灰があった場合を含む。

4 適用除外

次の降灰除去事業については、国庫補助の対象としない。

(1) 一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村立学校においては 30 万円、都道府県立学校においては 60 万円に達しないもの。

- (2) 事業の実施又は事業に要した費用が確認できないもの及び地元等において無償で実施したもの。
- (3) 他の事業によって実施したもの